

校則の見直しについてのガイドライン

大分大学教育学部附属中学校

文部科学省による校則の運用・見直しについて

(1) 意義・位置づけ

- ・児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの。
- ・児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるもの。
- ・学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するもの。
- ・校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することが必要。

(2) 校則の運用

- ・校則に基づく指導を行うにあたっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していく。
- ・校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開する。
- ・校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導とする。

(3) 校則の見直し

- ・学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要がある。
- ・校則により、不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ること。
- ・校則は、最終的には学校長により適切に判断される事柄であるが、その内容によっては、生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていく。
- ・見直しにあたっては、毎年度の生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを図っていくことが必要である。
- ・校則を策定したり、見直ししたりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましい。

【参考：文部科学省（令和4年）：「生徒指導提要（改訂版）」】

本校における校則の見直しについて

1. 校則の定義

校則は学校が教育目標を実現していく過程における、生徒が遵守すべき生活上の規律である。本校では、「校則」「服装規定<容姿、及び身に付けるものの基準>」「服装のきまり」などに具体的に明記をしています。

2. 校則の意義

校則(学校生活のルールや決まり)は、生徒が集団生活の場である学校において、守るべき規範として働くものであり、生徒が将来社会規範を遵守する意識を涵養していくとともに、善悪を正しく判断する能力を育みます。

3. 見直しの目的

「高い志を持ち、自ら考え、自らを律し物事を成しえていく気品ある生徒」という学校目標を達成するためには、生徒が自ら考え、自分たちの答えを導き出す学びが必要です。校則においても、生徒自身が主体的に考え、行動できるようにしていくことが大切だと考えています。自分たちの決まりは、自分たちで守るという民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育成することを目的としています。

4. 見直しの方針

生徒指導の3機能「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」に沿うことを基準とし、生徒の内面的な自覚を促し、校則や決まりを自分のものとしてとらえ、自主的に守ることができるよう、以下の方針を踏まえて指導を行っていきます。

① 学校の教育目標にある「気品ある附中生」を目指すという考えを根幹に位置付けて、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまでは校則とせず、生徒の主体的な取り組みを尊重することとする。

② 社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、生徒の実情や保護者の考え方、学校や地域の状況に応じて適切に策定および運用をする。なお、見直しの際には、生徒が主体的に考える機会を設けるだけでなく、保護者の意見や地域の状況を取り入れることも考えられる。

③ 生徒の個々の状況を踏まえ、画一的にならないよう配慮をする。特に生まれ持った性質、さまざまな文化や性の多様性に対してのきめ細やかな対応を踏まえた配慮を行う。

④ 毎年計画的に見直しができる体制づくりを行う。

学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、内容については絶えず見直しをしていく。

⑤ 見直した内容については、速やかに学校だよりや学校 HP 等にて生徒や保護者に周知する。

6. 組織

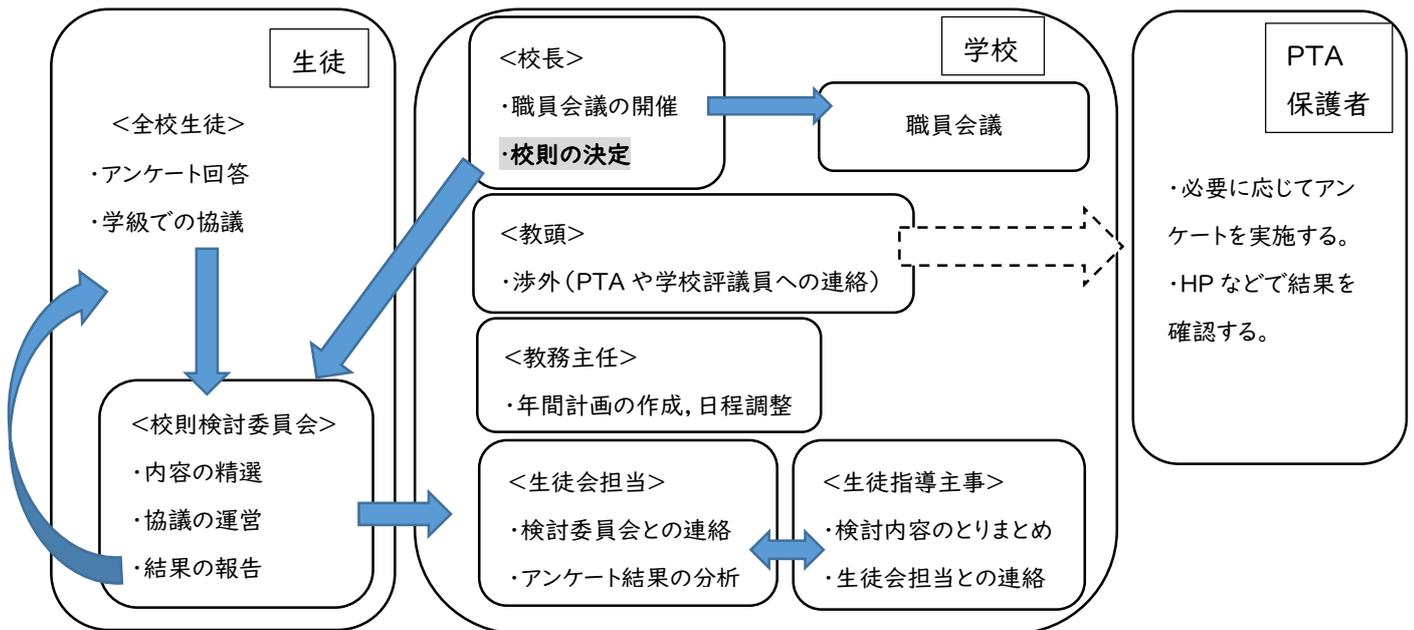
生徒会執行部が校則(学校生活のルールや決まり等)に関する検討を行う組織を兼任します。

○校則検討委員会： 生徒会長・各学年副会長・議長・書記長・全校生活委員長(いずれも前後期)

○教員の担当： 生徒会担当, 生活委員会担当

校則は社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目的の実現という観点から学校長が定めるものとされています。

<校則見直しの校内組織図>



7. 見直しの具体的な手順

学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化しており、内容については絶えず見直しをしていく必要があるため、以下の手順で取組を進めることを基本とします。

①全校生徒を対象に、校則に関するアンケート調査を実施する。

②生徒会は、調査結果を受け、見直しが必要な校則について精選するための協議を行う。

・協議で精選された内容について、特別活動(学級活動)等を活用し、全学級で協議する時間を設ける。

・生徒会は、各学級で協議した内容を受け、改正案等について協議する。

※生徒会は、必要に応じてPTA・保護者の意見等も聴き、校則改正に向けての協議する。

③生徒会は協議した結果を、校長に報告し改正する校則について了承を得る。

※協議の結果と異なる決定をする場合は、学校長が教職員や生徒・保護者にその理由を説明する。

④生徒会は、生徒総会等で改正する校則について報告するとともに、決まりを守ることの意義やよりよい学校生活を送るために約束することなどを発表し、全校生徒に周知する。

8. 見直しのスケジュール

見直し決定時期は、前期と後期の切り替え時期である10月初旬を基本とします。

10月に見直しを行う場合には以下のスケジュールで進めていく。

月日	担当・対象	活動
5月中旬に	校則検討委員会	校則・校則の見直しについて趣旨の確認を行う。
6月中旬に	校則検討委員会	校則に関するアンケートを作成する。
6月末までに	全校生徒	校則に関するアンケートを実施し、回答する。
7月～8月までに	校則検討委員会	見直しが必要な校則について精選する。
9月初旬に	全校生徒	学級討議で精選された内容を協議する。
9月初旬に	PTA・学校評議員	生徒が考えた見直し内容について協議する。
9月中ごろに	校則検討委員会	協議した結果を校長に報告する。
9月末までに	校則検討委員会	全校集会等で決定した内容について全校生徒に報告をする。
10月初旬に	全校生徒	決定した内容を施行する。

※上記以外の場面でも絶えず校則について意見が出せるようにする。